

○国立大学法人山梨大学教育研究支援基金奨学金事業取扱内規

制定 平成29年 6月27日

改正 令和 2年 9月 7日

令和 7年12月15日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人山梨大学教育研究支援基金管理運営規程（以下「規程」という。）第2条第1項第1号に掲げる事業について、個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の対象事業（以下「奨学金事業」という。）として取扱うものとし、規程第2条第2項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金事業の目的)

第2条 奨学金事業は、経済的な理由で修学が困難な学部学生、大学院生及び留学生（以下「学生等」という。）に対し支援を行うことを目的とし、学資の給付を行うものとする。ただし、学生等の入学に関して寄附されるものを除くものとする。

(寄附金の使途の特定)

第3条 奨学金事業への寄附金の受入れに当たり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

2 前項に規定する寄附金は、奨学金事業へ充てる。

3 前項の場合において、奨学金事業に充当する目的と特定された寄附は、他の寄附金と区分して経理する。

(寄附金の使途の変更の禁止)

第4条 奨学金事業として使途が特定された寄附金の使途は、変更してはならない。

(情報公開)

第5条 次の各号に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他情報通信の技術を利用する方法により提供する。

(1) 財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書及び会計監査報告

(2) 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

(3) 寄附金に関する事項を記載する書類

(4) 寄附金を充当する予定の具体的な事項の内容を記載した書類

(5) 基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類

(6) 奨学金事業への寄附金受入額及び支出額等の明細書

(書類の保存)

第6条 前条に掲げる書類の保存期間は、別に定めがあるものを除き、作成した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間とする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、奨学金事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この内規は、令和２年９月７日から施行し、令和２年３月１日から適用する。

附 則

この内規は、令和７年１２月１５日から施行する。